

平成 26 年 1 月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成 26 年 1 月から対象となる方が拡大されます。

平成 26 年 1 月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方です。
※ 所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売り上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸票その他の書類	5 年
	業務に関して作成したまたは受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得および復興特別所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、十勝池田税務署所得税担当 (☎ 015-572-1172) までお問い合わせください。



ご家庭における節電のお願い

平素より弊社事業にご理解を賜り、暑く御礼申し上げます。

この冬におきましては、泊発電所の再稼働が見込めない場合を想定し、さまざまな電力需給対策に最大限取り組むことにより、最低限必要な供給予備率は確保できる見通しです。

しかしながら、発電設備の計画外停止リスクや、冬の北海道における万が一の電力需給のひっ迫は、生命、安全を脅かす可能性があることを踏まえ、多面的な対策を講じてまいります。

お客様には大変なご不便とご迷惑をおかけいたしますが、引き続き節電にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

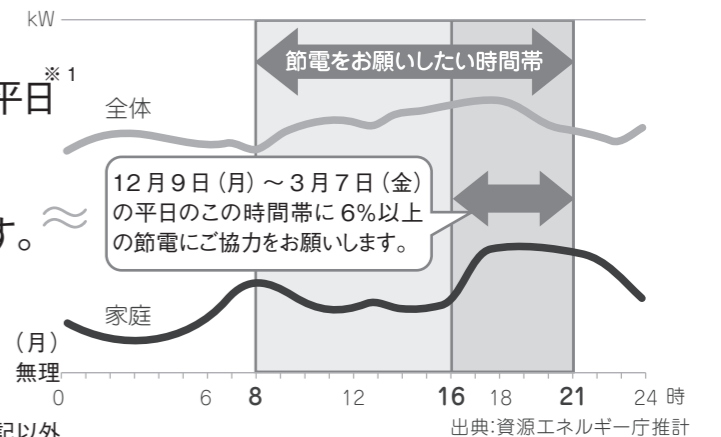
ご家庭で節電をお願いしたい 期間・時間帯・量

12月9日(月)～3月7日(金)の平日
16時～21時において
6%以上の節電にご協力をお願いします。

※1 12月30日(月)～1月3日(金)を除く
※2 2010年度の実績との比較

- 上記の期間・時間帯を除く12月2日(月)～3月31日(月)の平日8時～21時においても、数値目標は設けませんが、無理のない節電にご協力をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯についても、可能な範囲での節電をお願いします。

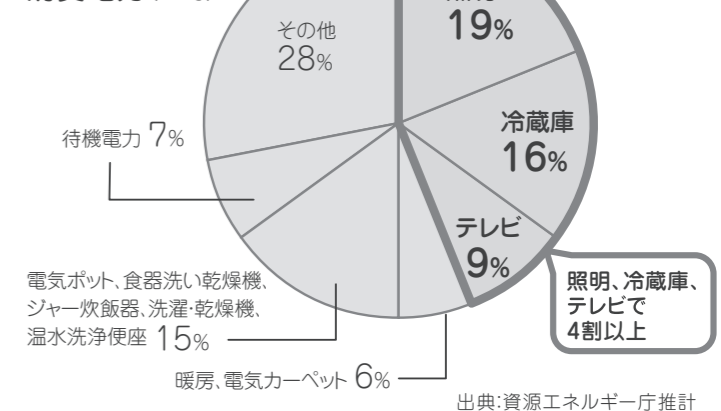
冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方 (イメージ)



節電にご協力いただきたい 電気製品

照明、冷蔵庫、テレビ等を中心に、普段お使いの電気製品について節電のご協力をお願いします。また、外出の際には待機電力等の削減もお願いします。ご家庭では冬の19時に平均で約1,000Wの電力を消費しており、照明、冷蔵庫、テレビで4割以上を占めています。外出中の場合でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力等により平均で約250Wの電力を消費しています。

冬のご家庭での消費電力(19時)



問合せ先 役場総務課総務係 ☎ (574) 2211

▽記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

役場だより

▽ご家庭における節電のお願い

役場だより